

免許法別表第3により上級免許状を取得する場合（小学校）

受けようとする免許状		専修	1種											2種		
基礎資格となる免許状（注7）		小学校1種	小学校2種											小学校臨時		
根拠規定		教育職員免許法別表第3	教育職員免許法別表第3								教育職員免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号（注1）				教育職員免許法別表第3他	
基礎資格となる免許状を取得した後の小学校（特別支援学校の小学部を含む）における教員としての勤務成績良好な必要在職年数（専科教員は除く）		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	お問い合わせください	
基礎資格となる免許状を取得した後の最低修得単位数（注2）（注3）		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		
教科に関する科目（注4）			4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1		
計			21	19	17	15	13	11	9	7	13	11	9	7		
教職の意義等に関する科目（注5）			6	3	3	3	2	2	2	1	3	3	2	1		
教育の基礎理論に関する科目（注5）			11	11	10	9	9	7	5	4	7	5	4	4		
必ず含めねばならない科目及び単位数	教職に関する科目	指導法に関する科目	各教科の指導法（注6）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
			教育課程の意義及び編成の方法													
			道徳の指導法	3	1	1	1	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1	1	1		1又は0
			特別活動の指導法													
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）													
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目（注5）			1	1	1	1	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1	1	1	1又は0		
教科又は教職に関する科目		15	5	5	4	4	3	3	2	2	5	3	2	2		

（注1） 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号の適用条件

大学に3年以上在学し、かつ、93単位数以上修得 又は 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位数以上修得

（注2） 基礎資格となる免許状の取得後であれば、在職年数の条件を満たす以前に単位の修得を開始した場合でも、すべての条件が整えば申請できます。

例えば、小学校教諭1種免許状を取得するための単位を在職年数10年目から修得を始め、11年目に修得終了後、満12年を経過した時点で申請できます。

（注3） 教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目の合計単位数と最低修得単位数との差は、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目の中から選択します。

（注4） 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育のうち1以上の科目について修得します。

（注5） 小学校以外の教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した教職に関する科目の単位（教育課程及び指導法に関する科目を除く）を使用できます。

（注6） 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育のうち、

1は、6教材各1単位を、2は、5教材各1単位を、3は、4教材各1単位を、4は、3教材各1単位を含む必要があります。
また、1～4のすべてについて、音楽、図画工作、体育のうち1以上の教材を含む必要があります。

（注7） 特別免許状の場合は、お問い合わせください。